精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「研修（」の下に「次項及び」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2　法第十九条第二項の規定により同項に規定する指定の効力が失われた日から起算して一年を超えない期間に法第十八条第一項の申請を行う場合においては、法第十八条第一項第四号に規定する研修の課程は、前項の規定にかかわらず、法別表第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数によるものとする。

第四条の十及び第四条の十一中「勤務先」の下に「の名称及び所在地」を加える。

第四条の十三を第四条の十四とし、第四条の十二を第四条の十三とし、第四条の十一の次に次の一条を加える。

第四条の十二　登録研修機関は、前条に規定する帳簿に記載された者であつて指定医に指定されたものに対し、当該者が法第十九条第二項に指定される当該研修を受けなければならないことを通知し、当該研修を受けるべき年度に、あらかじめ、規定する研修を受けるべき年度に、あらかじめ、当該研修を受けなければならないことを通知しなければならない。

2　指定医は、法第十八条第一項の申請の日以降にその住所を変更したときは、速やかに、その旨を地方厚生局長に届け出なければならない。

第七条中「第四条の十三」を「第四条の十四」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第三項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表そばの項中「普通そば」の下に「、だったんそば」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第２号

地方入国管理局長
主任審査官
特別審理官
入国審査官

上陸審判規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年７月５日

法務大臣　滝　　実

上陸審判規程の一部を改正する訓令

上陸審判規程（平成12年法務省訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第23条中「再入国の許可を受け」の下に「たとき（法第26条の２第１項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされるときを含む。）」を加え、「法第61条の２の６第１項」を「法第61条の２の12第１項」に改める。

別記第１号様式中「国籍」を「国籍・地域」に、「Nationality」を「Nationality／Region」に、「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に改める。

別記第２号様式１中「国籍」を「国籍・地域」に、同様式５中「指定住居」を「住居」に、同様式13中「申請人」を「申請者」に改める。

別記第２号様式の２(ｲ)17中「国籍」を「国籍・地域」に、「住所連絡先等」を「連絡先等」に、同様式18中「申請人」を「申請者」に改める。

別記第２号様式の２(ﾛ)17中「国籍」を「国籍・地域」に、「住所連絡先等」を「連絡先等」に、同様式18中「申請人」を「申請者」に改める。

別記第３号様式及び別記第４号様式中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

別記第５号様式中「申請人」を「申請者」に、「提出者の住所」を「提出者の居住地」に、「住所 Present Address」を「居住地　Present Address in Japan」に、「所有者住所」を「所有者居住地」に、「Present Address and」を「Present Address in Japan and」に改める。

別記第６号様式中「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に、「District Immigration Office」を「District Office」に、「申請人」を「申請者」に、「住所」を「居住地」に、「Present Address」を「Present Address in Japan」に改める。

別記第７号様式中「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に、「District Immigration Office」を「District Office」に、「住所」を「居住地」に、「Present Address」を「Present Address in Japan」に改める。

別記第８号様式中「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に、「District Immigration Office」を「District Office」に、「住所」を「居住地」に、「Address」を「Present Address in Japan」に改める。

別記第９号様式中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

別記第９号様式の２中「居住地」を「住所」に改める。

別記第10号様式１を次のように改める。

1　国籍・地域及び住所（Nationality／Region and present address in Japan of witness）

⑴　国籍・地域
Nationality／Region

⑵　住所
Present Address in Japan

別記第11号様式中「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に、「District Immigration Office」を「District Office」に、「上陸申請者」を「申請者」に改める。

別記第11号の２様式中「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Bureau」に、「District Immigration Office」を「District Office」に、「上陸申請者」を「申請者」に改める。

別記第12号様式中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成24年７月９日から施行する。

（経過措置）

第２条　この訓令による改正前の上陸審判規程の規定による別記第１号様式の口頭審理期日通知書、別記第11号様式の上陸申請取下書、別記第11号の２様式の異議申出取下書又は別記第12号様式の異議申出書類送付書は、施行日後においても、当分の間、それぞれこの訓令による改正後の上陸審判規程の規定による別記第１号様式の口頭審理期日通知書、別記第11号様式の上陸申請取下書、別記第11号の２様式の異議申出取下書又は別記第12号様式の異議申出書類送付書とみなす。